

国民健康保険被保険者と長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) 被保険者の皆様へ

入院したときに、表のとおり一部負担金や食事代が減額される制度があります。

国保 70 歳未満		
区分	1 食当たりの食事代	1 か月の一部負担金
上位所得者	260円 (減額なし)	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は その超えた分の1パーセントを加算
一般	260円 (減額なし)	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は その超えた分の1パーセントを加算
町民税非課税世帯等で 過去1年間の入院日数が 90日以内の入院 90日を超える入院	210円 160円	35,400円

減額認定を受けるには申請が必要となりますので、手続きをしてください。

国保 70 歳以上・長寿医療		
区分	1 食当たりの食事代	1 か月の一部負担金
町民税非課税世帯等で過去1年間の入院日数が 90日以内の入院 90日を超える入院	210円 160円	24,600円
町民税非課税世帯等で所得が一定の基準以下	100円	15,000円

■申請場所／
最寄りの総合支所、出張所
準備するもの／
①国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
②印鑑
(注) 減額認定証等を医療機関の窓口提示しないと、減額を受けられませんのでご注意ください。

現在減額認定証等をお持ちの方へ

現在使用している減額認定証等の有効期限は7月末日です。7月末日までに更新用の申請書を送付しますので、引き続き必要な方は、手続きをしてください。

町県民税等の申告をしていないと、町県民税の非課税世帯等に属する方かどうかの判定ができず、減額の認定を受けることができませんので必ず申告してください。

■問い合わせ／健康増進課
医療保険班 ☎ 77-5502

国保 70 歳以上・長寿医療 (療養病床に入院したとき)		
区分	1 食当たりの食事代	1 日当たりの居住費
町民税非課税世帯等	210円	320円 (減額なし)
町民税非課税世帯等で所得が一定の基準以下	130円	320円 (減額なし)
(うち高齢福祉年金受給者)	(100円)	(0円)

東和中学校の基本設計完了

学校施設の耐震診断は、平成15年度から平成17年度の間に対象となる全ての建物について第一次診断を実施しました。この診断で東和中学校の校舎は、耐震性を示す数値およびコンクリート強度の双方とも最低値であったため耐力度調査を行いました。その結果、山口県教育委員会から「構造上危険な建物」という判定が下されました。このことにより、平成21・22年度の2か年をかけ建替工事等を行う準備を進めていますが、平成29年4月に中学校の再統合を目指していることから、小学校としても使用可能な構造で計画しています。

また、他の学校施設については、補強工事等の手段で耐震化を図る予定です。今後、耐震第二次診断や補強設計などを行い、東和中学校と同様、文部科学省の補助金を活用し、『安心・安全な学校づくり』を推し進めるべく耐震化事業に取り組んでいきます。

■問い合わせ／
教育委員会総務課
☎ 78-0700

校舎建替後の東和中学校
(基本設計から抜粋)

